

## 令和4年度2月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年2月27日(月) 午前9時30分～午後0時0分  
開催場所 所沢市役所502会議室  
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について  
議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について  
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)  
議案第6号 特定農地貸付けの承認について

出席委員 1番 池田 正巳      2番 越阪部 勲      3番 越阪部 一  
4番 内野 喜昭      5番 糟谷 裕義      6番 増田 貴雄  
7番 池田 稔      8番 鈴木 浩之      9番 見澤 幸一  
10番 石井 一      11番 川口 浩      12番 栗原 茂  
13番 大館 浩一      14番 石井 進      15番 水村 英紀  
16番 本橋 与志喜      17番 新井 祥穂

欠席委員 なし

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号3番 越阪部 一委員、5番 糟谷 裕義委員を指名します。

## 1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

初めに、申請番号1番、所在地は大字日比田字向山の3筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は3筆合わせて3,675平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

次に、申請番号2番、所在地は三ヶ島三丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,960平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の営農状況、日比田、新郷地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適正に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：次に、下新井地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されておりました。

議長：次に、中富地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されておりました。

議長：次に、亀ヶ谷地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されておりました。

議長：次に、所沢新町地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されておりました。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。申請地及び受人の営農状況、耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適正に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議 長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。  
質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、許可といたします。

## 2 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島五丁目です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は602平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場、資材置場を設置するものです。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、駐車場及び資材置場を設置するものです。

以上1件です

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

### 3 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字月見原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は444平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場、資材置場です。権利事由は賃貸借の設定です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、駐車場及び資材置場を設置するものです。

申請番号2番、所在地は大字城字十三部です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は173.2平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場、通路及び直販カートです。権利事由は賃貸借の設定です。農地区分については農用地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け、来客用の駐車場、通路及び直販カートを設置するものです。

申請番号3番、所在地は大字南永井字南一本木です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は300平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己住宅です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。なお、令和4年12月12日に300平方メートルの農振農用地区域からの除外が決定されている農地となります。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり農用地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件を

すべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

委員： 毎年転用申請がありますが、恒久転用はできないのですか。

事務局： 本申請は、ブルーベリーの収穫時期を中心に駐車場及び直販カート置場を使用するため、それ以外の期間は転用の必要性がないと判断されます。また、恒久転用にあたり、農用区域からの除外申請及び都市計画法の許可申請等其他法令の手続きも必要となるため、一時転用として案内しています。

議長： ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、許可相当といたします。

議長： 申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号3番については、全会一致、許可相当といたします。

#### 4 議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて4,203平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字月野原の10筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は10筆合わせて12,102平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字北原です。現況地目は畑で、面積は1,004平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字北原です。現況地目は畑で、面積は4,087平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字中台ノ元の2筆と大字下新井字武蔵野の2筆で、合わせて4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて6,268平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下新井字中台ノ元の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3,994平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字峯の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,589平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年3月1日から令和7年2月28日までの2年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字日比田字峯の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて1,419平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年3月1日から令和7年2月28日までの2年間です。

申請番号9番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字南永井字北平です。現況地目は畑で、面積は1,742平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間です。

以上9件です。

議長： 申請番号1番から4番までについては関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： 申請番号1番から4番までについて審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番から4番までについて、質疑、意見はありますか。

委員： 耕作地の一部が、農道に接しているところに雑草が生えており、近隣耕作者より苦情が出ています。また、受人の自宅の近くの畑も雑草が伸びていることが度々あり、耕作地が広すぎるのではと思っています。

事務局： 農道に接している部分の雑草については受人に指導します。また、耕作地の規模については、農業振興課と協力し、受人と相談したうえで判断します。

委員： 耕作者は何名いますか。

事務局： パート5名を含めた合計8名です。

委員： 受人の経営状況はどのようになっていますか。

事務局： 経営状況までは把握していません。

議長： ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号1番から4番までについて、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番から4番までについては、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号5番及び6番については関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： 申請番号5番及び6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号5番及び6番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号5番及び6番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番及び6番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号7番及び8番については関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： 申請番号7番及び8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号7番及び8番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号7番及び8番について、決定す  
ることに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号7番及び8番については、全会一  
致、決定といたします。

議長： 申請番号9番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当  
該計画については、妥当なものと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号9番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号9番について、決定することに  
賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号9番については、全会一致、決定  
といたします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字中富字武野原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて852平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日までの10年間です。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

委員：農地中間管理機構が農地を借り受けた農地について苦情があった場合、どのような対応になりますか。

事務局：農業委員会事務局若しくは農業振興課から農地中間管理機構に連絡し、対処してもらいます。

議長：ほかに質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定といたします。

## 6 議案第6号 特定農地貸付けの承認について

議長：「議案第6号 特定農地貸付けの承認について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第6号 特定農地貸付けの承認について」ご説明いたします。

特定農地貸付けについて、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令第4条第1項の規定に基づき、所沢市特定農地貸付けの承認のご審議をいただきたく、議案として提出いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字駿河台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて3,036平方メートル、新規に開設するものです。

以上1件です。

議長： 議案第6号について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ  
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 議案第6号について、質疑、意見はありますか。

委員： なぜこの場所で市民農園を開設するのですか。

事務局： 折り合いが合った場所がこの申請地だったとのこと。

議長： ほかに質疑、意見がないようですので、議案第6号について、承認することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、議案第6号については、全会一致、承認と  
いたします。

## 7 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、9件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、8件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第3条の規定による許可申請書の取下願について」は、1件の届出がありました。

「報告事項5 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、1件の通知がありました。

以上です。

## 8 その他

議長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 初めに、農用地利用配分計画（案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議長： 本件について、何かご意見はありますか。

委員： （なし）

議長： それでは、「意見なし」として回答してよろしいですか。

委員： （異議なし）

議長： そのように取り計らいます。

事務局： 次に、農業振興地域整備計画の変更（9月申請分）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議長： 本件について、何かご意見はありますか。

委員： （なし）

議長： それでは、「意見なし」として回答してよろしいですか。

委員： （異議なし）

議長： そのように取り計らいます。以上で、すべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会（午後0時0分）